

障害のある人もない人も共に学び共に生きる
社会を目指す小金井市条例逐条解説



令和4年4月
小金井市地域自立支援協議会 編
小金井市福祉保健部自立生活支援課

はじめに

この逐条解説は、平成30年10月1日に施行された「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」（最終改正：令和4年4月1日）を、適正に運用するための指針となるよう定めたものです。

条例は、前文にあるように「障害者の権利に関する条約」や「日本国憲法」の基本的人権条項を拠りどころとし、1条の目的にあるように「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨にのっとり制定・施行されました。

そのため、各条文は、上記の法規等を参考にして作られていますが、その参考内容については各条においての個別の引用を控え、必要な場合には、巻末に資料としてまとめて記載しました。

この逐条解説が、条例の適正な運用に寄与できることを願っています。

注記：「しょうがい」の表記については、「障害」、「障がい」、「障碍」など様々な議論があるところですが、この逐条解説においては、条例上の表記と合わせ、「障害」としています。

凡 例

本逐条解説で【 】のように略称する条約または法律名等の正式名称は、以下の通りです。

- 1 【権利条約】障害者の権利に関する条約
- 2 【基本法】障害者基本法（昭和45年5月21日法律第84号、最終改正平成25年6月26日法律第65号）
- 3 【差別解消法】障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- 4 【虐待防止法】障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号、最終改正平成24年8月22日法律第67号）
- 5 【バリアフリー法】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号、最終改正平成26年法律第6月13日法律第69号）
- 6 【基本方針】障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）
- 7 【難病医療法】難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年5月30日法律第50号、最終改正平成26年6月13日法律第69号）
- 8 【小金井市条例】障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（平成30年条例第28号）
- 9 【都条例】東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成30年条例第86号）
- 10 【改正法】障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）

目次

前文	3	第11条	21
第1条	4	第12条	21
第2条	5	第13条	23
第3条	11	第14条	25
第4条	12	第15条	26
第5条	12	第16条	27
第6条	13	第17条	28
第7条	13	第18条	29
第8条	14	第19条	29
第9条	14	付則〔平成30年10月1日〕	30
第10条	20	付則〔令和4年4月4日〕	30

逐条解説巻末参考資料1 関係例規	32
------------------	----

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例

施行規則	32
------	----

逐条解説巻末参考資料2 関連法令等	45
-------------------	----

前文	45	第10条	63
第1条	46	第11条	64
第2条	47	第12条	65
第3条	48	第13条	67
第4条	49	第14条	67
第5条	52	第15条	68
第6条	52	第16条	68
第7条	53	第17条	69
第8条	54	第18条	70
第9条	56		

前文

全ての人は、基本的人権を有するかけがえのない個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有している。しかし、依然として障害のある人に対する誤解、偏見及び不当な差別的取扱いが存在し、これらが障害のある人の社会参加や自立を妨げる社会的障壁となっている。

それに対して、市民一人一人が障害を理由とする差別を身近な問題として捉え、障害や障害のある人に対する理解を深め、適切な配慮について学び、実践することは、障害を理由とする差別を解消し、誰もが平等である小金井市を実現する第一歩となる。

2006年12月に国際連合総会で障害者の権利に関する条約が採択され、我が国でも平成26年1月に批准された。さらに、国際連合の障害者の権利に関する条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成25年6月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が制定され、平成28年4月1日から施行された。これからは、これらの条約や法の下に、障害のある人もない人も共に考え行動し、社会の制度や在り方を見直していくことになる。

私たちは、障害のある人もない人も等しく、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んじられ、相互に尊重し合いながら、共に学び、共に生きる小金井市の実現を目指して、この条例を制定する。

解説

1 趣旨

前文は、小金井市条例の制定の背景と考え方を述べたものです。小金井市及び小金井市民の皆さんが、障害のある人も、障害のない人も地域の中で一緒に話し合っ

て共に協力し合う街づくりを目指していきましょと、呼びかけています。

2 小金井市条例が制定された背景

小金井市条例が制定された背景には、権利条約が国連で採択され、その後わが国でも国内法の整備が進み差別解消法が制定されたことがあります。

これらの法令が小金井市民に浸透するためにも、市民条例を制定することが大切と考え、小金井市条例案を小金井市地域自立支援協議会で発議、検討し、小金井市が協議会の意見を踏まえ小金井市議会に上程、審議を経て、小金井市条例が可決成立されました。そして、小金井市条例は、平成30年10月1日に施行されました。

3 小金井市条例制定前の小金井市の取り組み

小金井市では、小金井市条例を制定する前にも「市民憲章」やいくつかの宣言・条例で、婦人、高齢者及び子供を守る小金井市であることを表明してきています。

具体的には、昭和54年に制定された「小金井市民憲章」・「小金井市高齢者憲章」(平成6年制定)・「男女平等都市宣言」(平成8年制定)・「小金井市子どもの権利に関する条例」(平成21年)・「いじめのないまち小金井宣言」(平成24年)等があります。内容等詳しくは小金井市ホームページ例規集をご参照ください。

4 小金井市条例に込められた思い

上記3記載のような取り組みをしてきた小金井市だからこそ、積極的に、障害のある人も一緒にやさしく包み込んだ街づくりや市民生活、そして市民行政がさらに前進することを願わずにはられません。

今の社会を考える時、誰もが病気や怪我等により社会参加が困難な場面に直面する可能性も否定できません。そんな時代だからこそ、障害のある人もない人も同様の社会生活を送ることができる社会でありたいと思います。小金井市条例は、平和で互いに思いやり、一人一人を大切にした社会を形成できる事を目指し採択されたものです。同じ障害のある人たちでも一人一人に個性があり違いがあります。それは誰でも同じように個性を持っています。むしろ乳幼児から高齢者まで様々な配慮を必要とする人が存在します。そうした人達と共に安心して暮らせる街づくりが必要と考えています。市内のバリアフリー化を進めるためにはどうしたら良いのでしょうか? 「お互い様」の心を持ち、譲り合ったり、手を貸したりができる心のバリアフリーの実現を目指して、私たち小金井市民は、権利条約の心を受け止めた小金井市にするために共に力を出し合いましょう。小金井市条例は、このようなことを高らかに宣言するものです。

(目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害者に対する差別をなくすための取組に関し、基本理念を定め、小金井市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該取組に係る施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

解説

本条は、小金井市条例の制定目的を明らかにしたもので、条例を解釈し、運用する指針となるものです。

小金井市条例に定める内容は、①障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくす取組についての基本理念を定めること、②小金井市及び市民の役割を明らかにすること、③障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を総合的に推進することです。

①～③を通じて小金井市も、「市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的として定めています。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

解説

本条は、小金井市条例における用語について、その意味を明確にし、解釈に疑義が生じないように定めた規定です。

- (1) 障害者 障害者手帳等の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、高次脳機能障害、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的、断続的又は周期的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

解説

本号は、小金井市条例における「障害者」の定義を明らかにしたものです。基本的には差別解消法第2条1号と同趣旨の規定ですが、以下の点を補足します。

1 障害の意義

障害は、個人の心身の機能によって生じるものではなく、その人に対する態度及び環境といった社会的障壁との間の相互作用によって生じるものであり、そのことによって継続的日常生活又は社会生活に制約がある状態であると考えられています。これは障害の「社会モデル」という考え方に基づいています。

2 手帳等の有無について

差別解消法で対象としている「障害者」は、障害者手帳の所持者に限定されるものではありません。小金井市条例においても、身体障害者手帳・愛の手帳(東京都)・精神障害者保健福祉手帳等の障害者手帳や「難治性疾患」等の特定の医療を受けていることを証する医療受給者証や医療券が無くても、障害者の定義にあてはまる人はすべて対象となります。

3 「高次脳機能障害」とは

「高次脳機能障害」とは、病気や事故等で脳が損傷することにより、考えることや記憶すること、言葉に表現すること、注意を持続することなどが難しくなる障害のことです。差別解消法の対象となる障害としては、精神障害に含まれているとされていますが、外見からはわかりにくく、見えない障害とも言われていることから、個別に明記したものです。

4 「難治性疾患」とは

小金井市条例の条文では、障害者の定義の中に、差別解消法では明示されていない「難治性疾患」も明記しています。この「難治性疾患」とは、国が指定する難病その他の治療が困難な疾患をいいます。これは、難病と指定されていないものの現段階では治療方法が見つからず多くの困難を抱えている患者さんがいることを意識したものです。

5 「継続的」と「断続的」又は「周期的」とは

差別解消法の定義では「継続的」に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものを障害者としているところ、小金井市条例の条文では、「継続的」に加えて「断続的」又は「周期的」に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものも障害者の定義に含めています。

「継続的」とは、常に何らかの症状が出ている状態を指し、「断続的」とは、症状が出たり出なかったりする状態、また、「周期的」とは、一定期間を置いて症状が繰り返される状態を指します。国会審議において、「継続的」には、断続的なもの、周期的なものも含まれるとの内閣府の答弁がありますが、「常に何らかの症状が出ている状態」と「症状が出たり出なかったりする状態や繰り返し出る状態」とを分かりやすくするため、小金井市条例では、「継続的」だけでなく、「断続的」又は「周期的」であっても「日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態」にあるものも障害者として定義しています。

6 障害者の支援に当たっての留意点

特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意すべきです。

(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

解説

本号は、小金井市条例における「社会的障壁」の定義を明らかにしたものです。

「社会的障壁」とは、社会が障害のない者を中心として構築された結果、障害のある人が社会生活を営む上で、妨げとなっていること（物や建造物などのハード面のみならず、障害のない者を前提として形作られているルールや常識、慣行などのあらゆるもの）を意味しています。

(3) 不当な差別的取扱い 障害又は障害に関連することを理由として行われるあらゆる区別、排除又は制限であって、あらゆる活動分野において、障害者が障害者でない者と等しく基本的人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果のあるものをいう。

解説

1 趣旨・意義

本号は、小金井市条例における「不当な差別的取扱い」の定義を明らかにしたものです。

権利条約第2条で定義されている「障害に基づく差別」の考え方を基本としていますが、小金井市条例では、障害そのものを理由とするものだけではなく、障害に関連することを理由とするものも不当的な差別的取扱いに含めていることから、「障害又は障害に関連することを理由として行われる」としています。また、障害者と障害者でない者を区別した取扱いでも、事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置や、障害者を障害者と比べて優遇する取扱いは含まないことから「不当な差別的」としています。

2 関連差別について

「関連差別」とは、例えば車椅子の利用を理由とする入店の拒否（下肢の障害を直接の理由とはしていない）や、盲導犬同伴を理由とするタクシーの乗車拒否（視覚障害を直接の理由とはしていない）など、障害を明示した基準によらなくとも、実質的に障害を基準にして障害者と障害者でない者を区別して取り扱うことを指します。

3 間接差別について

小金井市条例では、外形的には中立の基準、規則、慣行ではあっても、それが適用されることにより結果的には他者に比較し不利益が生じる場合も不当な差別的取扱いに含めています。これは、例えばマイカー通勤禁止を定める規則があるために、結果として公共交通機関の利用が困難な社員が退職を余儀なくされる場合などです。

(4) 合理的な配慮 障害者が障害者でない者と等しく基本的人権を享有し、日常生活又は社会生活を営むために、障害者の求めに応じて必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。

解説

1 趣旨・意義

本号は、小金井市条例における「合理的な配慮」の定義を明らかにしたものです。

「合理的な配慮」とは、障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人の意向を尊重しながら、個別の状況に応じて行われる配慮をいいます。

そのため、合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものといえます。

2 意思の表明について

差別解消法第7条2項及び同法第8条2項では、障害者に対する合理的配慮提供義務が生じる要件として「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合」と定めています。

しかしながら、重度の障害者で意思の表明が困難である場合もあります。そこで、小金井市条例では、障害者から明示の意思表示がなかった場合でも、障害者が現に社会的障壁の除去を必要としていることを認識できる場合には、合理的な配慮が提供されるべきであることを明確にする趣旨で「意思の表明があった場合」とは規定しませんでした。

3 「障害者の求めに応じて」について

前述のように、合理的な配慮は、障害者から明示的に意思表示がなかった場合であっても、障害者が現に社会的障壁の除去を必要としていることを認識できる場合には、提供されるべきです。

しかしながら、このような場合には、障害者のニーズに的確に応えた配慮を提供する必要があります。

そこで、合理的な配慮を提供する場合には、障害者の意思を尊重して、そのニーズに的確に応えた配慮を提供すべきであるということを明確にするために、「障害者の求めに応じて」と表記しています。

また、本人の意思表示が困難で、明確に伝わらない場合においては、家族や支援者が代弁して伝えることで調整を図る必要があります。

4 合理的な配慮の内容を確定するためのプロセスについて

基本方針第2・3（1）イでは、合理的な配慮の内容を確定するためのプロセスについて、「代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる」ことを求めています。

小金井市条例においても、代替措置の選択も含め、当事者双方が十分に建設的対話を実施するプロセスを経ることで、より良い解決方法を作り出すことを求めています。

5 過重な負担とは

権利条約では、「合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」（権利条約第2条）とされています。

小金井市条例においても、権利条約同様、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものについては、例外的に、合理的配慮から除くこととしています。

基本方針において、過重な負担か否かを判断する際の要素として、①事務・事業への影響の程度 ②実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的制約など）③費用・負担の程度 ④事務・事業規模 ⑤財政・財務状況が例示されていますが、小金井市条例においても、同様の要素を考慮して過重な負担か否かを判断することになります。

過重な負担については、個別の事案ごとに、上記の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが求められます。

(5) 差別 障害者に対し、障害者でない者の取扱いと比べて不当な差別的取扱いをし、又はしようとする事、及び合理的な配慮をしない事をいう。

解説

1 意義・趣旨

本号は、「差別」を定義したものです。

差別解消法では、「差別」は明示的に定義されていませんが、「不当な差別的取扱い」（差別解消法第7条1項、同法第8条1項）をしてはならないと規定し、合理的配慮の提供義務についても規定しています（差別解消法第7条2項、同法第8条2項）。

小金井市条例では、差別解消法とは異なり、障害を理由として不当な差別的取扱いをすること及び合理的な配慮を行わないことに加え、障害を理由として不当な差別的取扱いを「しようとする事」も「差別」であるとしています。不当な差別的取扱いを「しようとする事」とは、障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不当な差別的取扱いを受ける蓋然性があることをいいます。

(6) 虐待 障害を理由として、排除、身体的及び心理的な暴力、心理的な外傷を与える言動、放置、不作為等の行為をすることをいう。

解説

虐待防止法において、虐待の類型として、①身体的虐待②性的虐待③心理的虐待④ネグレクト⑤経済的虐待の5つの類型の虐待が規定されています。

小金井市条例における虐待の定義は、虐待防止法と同趣旨ですが、特に件数が多い類型について例示列举をすることで定義をしています。

なお、「心理的な暴力」とは、障害者に心理的ダメージを与える目的をもってなされる威嚇や暴言等をいい、「心理的な外傷を与える言動」とは、障害者に心理的ダメージを与える目的をもってなされたものではなくても、結果として心理的ダメージを与えることとなる言動をいいます。

(7) 共生社会 差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会をいう。

解説

小金井市条例が目指し、望むべき姿として挙げているのが、この共生社会です。

前文にもあるように「私たちは、障害のある人もない人も等しく、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んじられ、相互に尊重し合いながら、共に学び、共に生きる小金井市の実現を目指して、この条例を制定する。」と述べています。

その定義としては、「差別を解消し、障害者と障害者でない者とは分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会」であることを定義し、条例名称である「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会」を目指すことを目標にしています。

そして、小金井市ではこれまで市民のための様々な権利や人権を守るための憲章や条例を制定してきました。こうした考え方をより多くの市民に浸透させていくことで、誰もが安心し、互いに尊重し合える小金井市にしていきたいと考えています。

(基本理念)

第3条 障害者に対する差別をなくすための取組は、共生社会を実現するためのものであり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、性別や年齢等にかかわらず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有することを前提として行わなければならない。

2 障害者に対する差別をなくすための取組は、差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と不可分のものとして行わなければならない。

3 障害者に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の市民及び事業者がそれぞれの立場を理解し、相互に協力して行わなければならない。

解説

本条は、小金井市条例に基づいて障害を理由とする差別を解消する施策を進めていく際に拠り所とすべき基本的な考え方を示したものです。

障害のある人は、本人の意向とは関係なく施設や病院への入所等を強いられ、社会参加したくても十分にはできないような環境に置かれてきました。

「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会」とは、そのような環境に置かれてきた障害のある人が積極的に参加・貢献していくことができ、障害のない人もそれを身近な問題として捉え、十分に理解し協力できるよう、共に学びながら共に生きていける街です。

その先には「差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会」があり、小金井市条例第2条第6号で定義した、共生社会の実現につながっていきます。

これを実現するためには、障害を、障害のある人だけの問題としてではなく、すべての人の問題として認識することが重要です。互いの違いを理解し、互いに尊重していくことが重要です。

差別の多くは、障害に関する誤解、偏見その他の理解の不足から起こるものです。そのため、市民や事業者の理解を深めるため、障害理解に関する取組を進めることが必要です。

(市の責務)

第4条 市は、法の趣旨及び前条に規定する基本理念にのっとり、その他の法令との調和を図りながら、差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

解説

本条は、小金井市の責務として、差別解消法等の趣旨や小金井市条例の基本理念にのっとり、障害者の差別解消のための必要な施策をしなければならないことを定めた規定です。

差別解消法には、第3条に国及び地方公共団体の責務が規定されており、義務規定となっているほか、第15条には障害を理由とする差別を解消するための支援措置として啓発活動についての規定がされています。

小金井市としても、小金井市条例の策定を契機に、まずは、身近なところから啓発活動を進めていきたいと考えています。

また、小金井市の「障害者計画」「障害福祉計画」等の策定にあたり、様々な支援策や条件整備等についての施策を検討し、計画的に実現できるように進めていきます。

(市民等の責務)

第5条 市民及び事業者は、共生社会を実現する上で差別の解消が重要であることに鑑み、差別の解消の推進に寄与する施策に協力するよう努めなければならない。

解説

本条は、市民及び事業者の責務を規定しているものです。

小金井市条例がめざす共生社会は、小金井市の取組だけで実現できるものではありません。小金井市と事業者が小金井市条例に基づく施策を実施していくに当たっては、すべての市民や事業者の理解と協力が必要となります。

本条の規定は、市民と事業者に対し、障害に対する理解を促進し、障害者への差別をなくすための取組に協力を求めているものです。

(差別の禁止等)

第6条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について合理的な配慮をしなければならない。

解説

本条は、差別の禁止について定めたもので、障害者基本法第4条1項及び同条2項と同趣旨の規定です。

差別の禁止は、小金井市条例の基本原則となる考え方です。

(虐待の禁止)

第7条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

解説

本条は、虐待の禁止について定めたもので、虐待防止法第3条と同趣旨の規定です。

小金井市条例のもとでは、差別と虐待が表裏一体の関係にあると考えられ、重要なことであることから、差別解消のための条例ですが、小金井市条例第6条とは別に規定されました。

虐待事案の対応は、虐待防止法及び小金井市障害者虐待防止事業実施要綱（平成24年10月1日制定）により対応することになります。

ただし、虐待事案に関する相談について、小金井市条例の特定相談（小金井市条例第13条の解説参照）の対象から除外する趣旨ではありません。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、障害者及びその家族に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

解説

本条は、「差別」の類型の一つである「不当な差別的取扱いの禁止」について、具体的に定めた規定です。障害者当事者だけでなく、その家族も不当な差別的取扱いを受けることがあるため、家族に対する不当な差別的取扱いも禁止しています。

不当な差別的取扱いとは、障害者を、同じ状況にある障害者でない者より不利に扱うことを指しています。「不当な差別的取扱い」に相当しないのは、その取扱いが、客観的に正当な目的の下に行われたもので、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です。それに相当するかどうかは、その事案ごとに、権利利益の保護等の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。詳細は、内閣府の基本方針で示されている「正当な理由の判断の視点」を参照してください。

(合理的な配慮)

第9条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。

- (1) 保育、教育及び療育の実施をするとき。
- (2) 居住する場所の確保及び居住の継続に係る支援を行うとき。
- (3) 就労に係る相談及び支援を行うとき。
- (4) 意思疎通を図るとき、及び不特定多数の者に情報を提供するとき。
- (5) 行事を開催するに当たり、情報の提供及び通信を行うとき。
- (6) 移動の支援を行うとき。
- (7) 道路、建物その他の施設の整備及び管理を行うとき。
- (8) サービスを提供するとき。
- (9) 防災に関する事業を実施するとき、及び災害が発生したとき。
- (10) 医療又はリハビリテーションを提供するとき。
- (11) 選挙等を行うとき。
- (12) 労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき。
- (13) その他社会的障壁が生じているとき。

- 2 市民は、前項各号に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならない。
- 3 市は、市民及び事業者が合理的な配慮を容易に行うことができるよう、必要な支援措置を講ずるものとする。

解説

1 第1項

本項は、小金井市及び事業者による合理的な配慮の提供について定めた規定です。

小金井市及び事業者による合理的な配慮の提供を義務として規定しています。事業者による合理的な配慮の提供については、小金井市条例制定時は努力義務としていましたが、平成30年10月1日に施行された都条例で義務付けられている（都条例第7条第2項）ことや、令和3年5月に改正された差別解消法（令和3年6月4日公布、公布の日から3年以内に施行）において義務化されることに伴い、義務化しました。

合理的な配慮の提供は、第2条の定義規定において「障害者の求めに応じて」と定めているとおり、障害者の意思を尊重して、そのニーズに的確に応えて提供されるべきであります。さらに個別の状況にも応じた適切な配慮が必要であることから、「当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて」と明記しています。

また、地域生活において、合理的な配慮の例示が必要と考えられるそれぞれの生活場面についての規定をしています。

その実施にあたっては、小金井市条例第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、当事者のニーズを尊重し、それぞれの障害に応じて工夫する必要があります。

（1）保育、教育及び療育の実施をするとき。

解説

本号は、保育、教育及び療育に関する合理的な配慮について規定したものです。

子どもは、障害のあるなしに関わらず、共に生き、共に育ち合う場にいることを基本とする取り組みが大切です。

保育、教育及び療育においては、「合理的配慮の提供対象となる事項」と「支援・指導・訓練・教育の対象となる事項」の見極めが難しい場合も少なくありません。個別支援計画にもとづき、より具体的に合理的配慮の提供を行い（日常生活や社会生活に参加する）発達を促す支援に繋げていくことが求められます。

そのためには支援者(保育士や教員等関係する職員)と保護者、本人との十分な話し合いとアセスメントの実施等により適切な発達課題等を明らかにする等、当事者や家族との合意形成を図り、環境や支援体制等も含めて、調整し支援を進めていくことが重要です。

(2) 居住する場所の確保及び居住の継続に係る支援を行うとき

解説

本号は、住居に関する合理的な配慮について規定したものです。

憲法第 22 条において、何人も公共の福祉に反しない限り居住移転の自由が保障されています。ところが、障害のある人は、障害への理解不足やその人がもつ心身機能への誤解と偏見から、自らが希望する場所で暮らすことが困難となっているのが現状です。

また、国の施策としても障害者支援施設や病院等から地域生活への移行や自立した生活を営む環境整備を図ることが求められています。

本号は、障害を理由として住居の確保が困難になることを防ぐ規定となっています。小金井市としては、より多く市民や事業者の理解と協力とともに進めます。

(3) 就労に係る相談及び支援を行うとき。

解説

本号は、雇用に関する合理的な配慮について規定したものです。

障害のある人は、「働きたい」、「働き続けたい」という気持ちを持っていても、困難が多く、仕事を見つけるためにも、また、働き続けるためにも支援が欠かせません。

地域での就労を実現するためには、多くの人の理解と協力が求められ、個々の障害者の状況に応じ、労働環境や労働条件など工夫することによって、持続可能な就労を実現していく必要があります。

そのためには、生活支援を含めた、様々な機関による連携した支援と情報共有がとても重要です。

(4) 意思疎通を図るに当たり、情報通信の技術を利用しやすい環境の整備を行うとき。

解説

本号は、障害者との意思疎通に関する合理的な配慮について定めるとともに、情報通信の技術を利用して環境の整備を行っていくことを規定しています。

情報通信技術の進歩と革新は著しいものがあります。これらの技術を有効活用し、個々の障害者の状況に応じた意思疎通の方法を模索する必要があります。

また、新たなシステムを構築する際には、障害者の意見を取り入れることで、障害者にとっても利用しやすいシステムを作る必要があります。

コミュニケーションの伝達手段としては、障害特性に応じ点字・手話・文字カード等も含め多様な手段と方法で互いに工夫しながら進めていくことが大切です。

（５）行事を開催するに当たり、情報の提供及び通信を行うとき。

解説

本号は、行事の開催に関する障害者への情報保障について規定したものです。

障害のある人の情報へのアクセスが、障害のない人と同等に保障されるためには、情報を提供する側が障害のある人それぞれの特性を理解し、その特性に応じた配慮を提供することが必要になります。

障害の多様性に配慮した伝達方法について、互いに相談し合いながらより良い伝達方法を確立していくことが大切です。

（６）移動の支援を行うとき。

解説

本号は、移動の支援に関する合理的な配慮について規定したものです。

障害のある人の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で、移動を支援する福祉サービスは重要です。必要な時に必要な支援を受けられるための支援事業所の充実が求められます。

現行の様々なサービス（移動支援・同行援護・行動援護・福祉タクシー等々）を有効に活用し、支援を受けやすくする仕組みと制度の活用が大切になります。

（７）道路、建物その他の施設の整備及び管理を行うとき。

解説

本号は、バリアフリー法に基づき、道路、建物その他の施設について、建設・改修・維持管理に関わって、障害のある人やその家族が安全に、安心して利用できるようにしていくための合理的配慮を行うことについて規定したものです。

(8) サービスを提供するとき。

解説

本号は、上記までの号以外にサービス提供の中で社会的障壁が生じているときを規定したものです。

例えば、意思決定に際して、支援者のみに話しかけて本人の意思を確認するのを怠りがちですが、そのようなときは、本人の意思確認をすべきです。

本人との対話や意思確認の方法については、工夫が求められます。

(9) 防災に関する事業を実施するとき、及び災害が発生したとき。

解説

本号は非常災害時の要支援者リストの作成など、障害のある人や家族の協力のもと、様々な組織と連携を図りながら、安全に避難誘導や避難所での生活が行えるよう規定したものです。

小金井市の防災計画として障害者にも配慮した避難所の運営や障害者でも利用しやすい福祉避難所の開設をおこなうことで、個々の障害の状況に応じた避難行動や安全確保とその後の支援が継続できるようにしていく必要があります。

また、当事者の方々や家族の方にも、ヘルプカードや災害キットなどの積極的な活用を進めていくとともに、災害ハンドブックの作成と普及にも努めていきます。

(10) 医療又はリハビリテーションを提供するとき。

解説

本号は、医療やリハビリテーションに関する合理的な配慮について規定したものです。

医療やリハビリテーションの提供を受けることは、障害のある人が日常生活等を営む上で重要なことです。また、医療やリハビリテーションは、自立した生活と社会参加を促進するためにも適切に提供されることが重要です。

障害のある人が、生き生きと安心して生活を送ることができるよう、適切な支援が求められます。

(11) 選挙等を行うとき。

解説

本号は、参政権に関する合理的な配慮について規定したものです。

権利条約では、政治的及び公的活動への参加に関し、「障害者が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、他の者との平等を基礎として、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること（障害者が投票し、及び選挙される権利及び機会を含む。）を確保することを求めています。（権利条約第29条）

障害のある人が、円滑に投票できるよう、障害の特性や状況に応じた配慮が大切です。

(12) 労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき。

解説

本号は、雇用に関する合理的な配慮について規定したものです。

障害のある人が自立した地域生活等を送るためには、障害のない人と同様に、雇用の機会が確保されることが必要です。

(13) その他社会的障壁が生じているとき。

解説

本号は、12号まででは、規定していない分野で社会的障壁が生じている場合に、合理的な配慮をすべきであることを包括的に規定したものです。

2 第2項

本項は、市民に対し、合理的な配慮を提供する努力義務を課したものです。

努力義務ではありますが、合理的な配慮の提供は、市及び事業者が提供する場合と同様に、障害者の意思を尊重して、そのニーズに的確に応えて提供されるべきであり、さらに、その人の性別、年齢、障害の状態等に応じた適切な配慮が必要となります。

3 第3項

本項は、市民及び事業者が、合理的な配慮の提供を容易に行うことができるよう、市が必要な支援を行うことを定めた規定です。

事業者による合理的な配慮の提供について義務化したことに伴い、市としても、情報・機会の提供や経済的負担の軽減など、必要な支援を行います。

(情報伝達)

第10条 市は、障害者が自ら選択するコミュニケーション手段（字幕、手話通訳、要約筆記、筆談、点字、拡大文字、音声解説、平易な表現等をいう。以下同じ。）を利用できるよう、コミュニケーション手段の普及啓発及び利用拡大の支援に努めるものとする。

2 市は、手話が独自の文法体系を持つ言語であるという認識に基づき、手話に対する理解の促進に努めるものとする。

解説

1 第1項

本項は、市として積極的に、様々な障害に対応したコミュニケーション手段を準備し対応できるようにするとともに市内事業者や市民も互いに積極的に関わりが持てるようコミュニケーションツールの普及や利用啓発事業に取り組むことを約束しています。

障害者、一人一人によってコミュニケーションの取り方や配慮の仕方が異なる場合があります。個々の障害のある人に応じたコミュニケーション手段で、対応出来るのが望ましいことです。

そのためにはコミュニケーション手段のツール等の普及が欠かせません。スマホやタブレット端末のソフトの活用、コミュニケーションボードの普及やホワイトボードやノートでの筆談等、それぞれの場所や場面で工夫することが必要になります。

そのための方法やツールの普及や広報活動が重要になります。

2 第2項

本項は、手話言語について規定したものです。

手話は、手や指の動き、表情を使い視覚的に表現するもので、日本語の代替物ではなく、独自の言語であり、手話を必要とする方が自分らしく生きていくうえで、かけがえのないものです。権利条約では、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され（権利条約第2条）、基本法では、「言語」に「手話を含む」とされており（基本法第3条第3号）、都条例では、言語としての手話の普及について規定しています（都条例第16条）。

小金井市条例では、これらのことを踏まえ、手話が、音声言語である日本語とは異なる独自の文法体系を持つ言語であるという認識に基づき、手話に対する理解の促進に努めることを規定しています。

(相互理解の促進)

第11条 市は、共生社会の実現に向けて、市民及び事業者が障害及び障害者に関する正しい理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。

解説

1 第1項

本項は、相互理解の促進について規定したものです。

障害のある人への誤解や差別、偏見が生じる要因のひとつとして、障害への理解の不足があげられます。市民からの声のうち、「障害のある人に対する接し方がわからない」等は、その代表的なものであり、障害を理解していないがゆえに、自らの固定化したイメージが先行し、ここから誤解や差別、偏見が生まれてくるのです。

障害についての正しい理解や個々の障害者への理解が進めば、誤解や偏見は取り除かれ共生社会の実現に向け前進していくものと考えます。

そのために、市が積極的に市民及び事業者に対しての啓発活動などを推進していくと共に市民や市内事業者と連携を図り、理解を深め、進めるための活動を進めていくことが求められているのです。

2 第2項

本項は、市長と教育委員会の連携についての規定です。

共生社会の実現には、障害と障害者に関する正しい理解を深めるための教育がとても重要で、その実施には、市長部局と教育委員会の関係各課による連携が必要です。

次条で規定する教育に関する施策についても、相互に連携を図ります。

(教育)

第12条 市は、障害の有無にかかわらず、幼児、児童及び生徒が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある幼児、児童及び生徒が個々に応じた教育及び療育を受けられるよう、合理的な配慮のために必要な措置を講ずるものとする。

- | |
|---|
| 2 市は、幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識を持ち、正しく理解するための教育が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。また、関係職員に対する特別支援教育等の研修の充実を図るものとする。 |
|---|

解説

本条は、教育に関する規定を定めたものです。

1 第1項

本項は、小金井市条例の題名中の「共に学び」にもあるとおり、全ての子どもの育ちにおいて、多様な他者との関わりや、関係の作り方を学ぶ機会を作ることの規定です。

生活体験を共にすること、経験を豊かにしていくことで、自己を知り他者を知る機会を増やしていくことなどです。

すなわち、共に育ち合うという体験をすることは相互理解を深めるためにも必要不可欠なものであり、そのために、教育はとても重要な役割を担っています。

障害があってもなくても、共に育ちあうように工夫すると定めたものです。

「個々に応じた教育及び療育」とは、別の教育・療育を受けるということではなく、個々にある特性等に対して、それに応じた教育・療育を行うという考え方を規定しています。

その子の育ちを見ながら、その時点で何が一番必要なのかを考えていくことこそが合理的配慮と言えます。本人、家族、教育関係者による丁寧で建設的な対話により方法を作り上げていくことが大切です。

2 第2項

本項は、障害の理解と研修を進めるための規定です。

教育を推進するにあたっては、その指導者及び学校関係者や運営に関わる職員の研修が欠かせません。

児童・生徒が、共生社会についての正しい知識を身につけていくよう教育を進めるためにも、教育を担う人材に対しての研修の充実を図るよう規定しています。

障害への理解はもとより、「社会的障壁」とは何か？についても学び、大人も子供も正しい知識と正しい理解を深め考える活動(教育)の推進を進めていくことが重要です。

そして、個々の特性や実態に配慮した教育活動(個別の支援計画等)が進められることが必要になります。個々の特性に合わせ柔軟な支援と指導が進められるよう研修を充実させていきます。

(特定相談)

第13条 障害者及びその関係者は、市に対し、障害者本人に係る差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

2 市は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への紹介を行うこと。
- (4) 次条の申立てに関する援助を行うこと。

3 市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条の2の基幹相談支援センターに、前項各号に掲げる事務の全部又は一部を委託することができる。

4 特定相談の事務に従事する者又は特定相談の事務に従事していた者は、特定相談の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

解説

本条は、市が実施する障害を理由とする差別に関する相談（以下では「特定相談」といいます。）について定めた条文です。

小金井市市内で発生した事案については、小金井市民(在住・在勤)以外の人からの相談にも応じるようにします。

なお、差別に関する相談については、東京都の相談機関に相談することもできます。

1 第1項

本項は、特定相談をすることができる者についての規定です。

「障害のある人及びその関係者」は、市又は市の委託相談機関等に対し、障害を理由とする差別に関する相談をすることができます。

「その関係者」とは、後見人や保護者、家族はもちろんのこと、親しい隣人、友人、勤務先の同僚などのように日常生活又は社会生活において当該障害のある人とかかわりのある者のほか、事業者も含まれています。

2 第2項

本項は特定相談に関する業務について定めています。

(1) 「必要な助言及び情報提供」とは、相談内容の解決に必要な事実確認を行いながら、特定相談を行った者に対して、相談内容の解決のために助言及び情報提供を行うことです。

(2) 「特定相談に係る関係者間の調整」とは、相談内容によっては、特定相談を行った者だけでなく、相談内容に関係する者の意見を聞いた上で問題解決を図る必要があるため、特定相談を行った者と相談内容に関係する者の連絡調整を行うことを業務として規定しています。

(3) 「関係行政機関への紹介」とは、相談内容に応じて関係行政機関、適切な相談先の連絡先等を紹介することを業務として規定しています。

法律相談や訴訟手続に関する事項については、東京三弁護士会多摩支部の法律相談センターや、日本司法支援センター（いわゆる「法テラス」）等を紹介することもあります。（法テラスとは、国民がどこでも法的トラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるよう、総合法律支援法に基づき設立された機関のことです。）

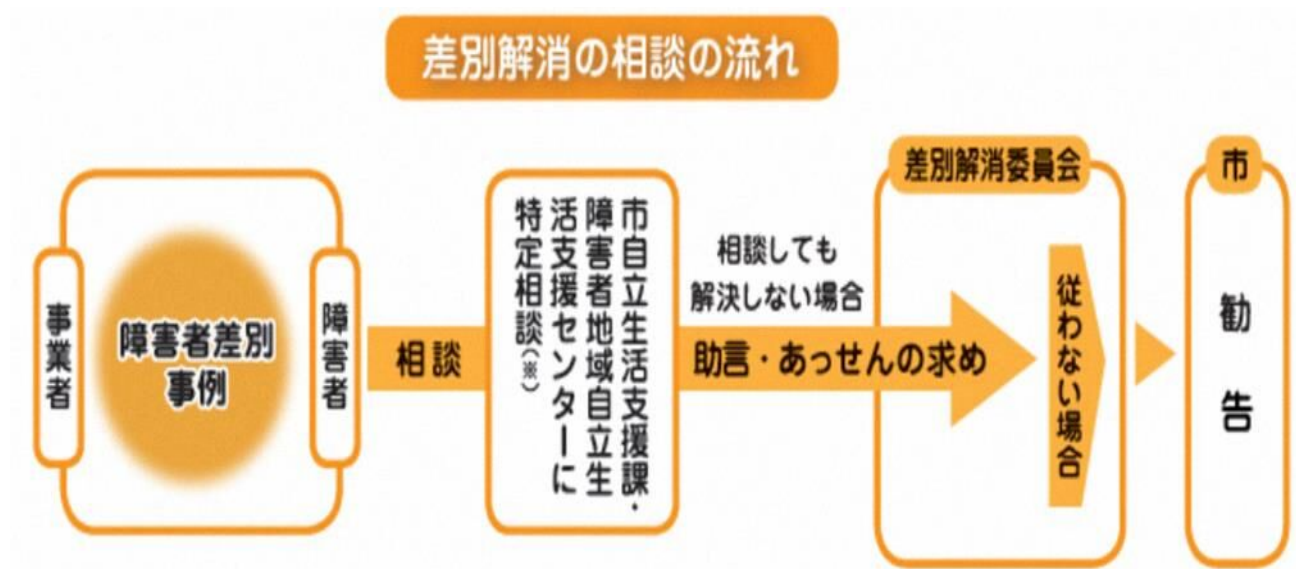
(4) 「次条の申立てに関する援助」とは、相談内容によっては、本人と建設的対話等を積み重ねた上で、助言・あっせんの申し立てを援助することです。

3 第3項

本項は、特定相談の事務を市だけでなく、基幹相談支援センターも行えることを規定しています。

4 第4項

本項は守秘義務について定めたものです。



（助言又はあっせんの申立て）

第14条 障害者は、自己に対する差別に該当すると思われる事案（以下「対象事案」という。）があるときは、市長に、解決するための助言又はあっせんの申立てをすることができる。

2 障害者の保護者又は養護者、障害者に関係する事業者又は関係機関その他関係者は、当該障害者に代わり、前項の申立てをすることができる。ただし、当該障害者の意に反するおそれがあると認められるときは、申立てをすることができない。

3 前2項の規定にかかわらず、対象事案が次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の申立てをすることができない。

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるものであるとき。
- (2) 前2項の申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。）。
- (3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。

4 対象事案が前項第3号に該当することとなったときは、当該申立ては、取り下げられたものとみなす。

解説

本条は、差別に該当すると思われる事案を解決するために必要な助言又はあっせんの申立てに関する規定です。

「助言」とは、対象事案の内容を精査した上で、関係者の一方に対して、第三者の立場から行う解決案の提示のことをいい、「あっせん」とは、対象事案の内容を精査した上で、関係者の双方に対して、第三者の立場から行う解決案の提示のことを指します。

小金井市条例では「助言」と「あっせん」案に基づき、当事者双方を含めた建設的な対話を進めることにより、解決されることを目指しています。

「審査請求その他の不服申立て」とは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による審査請求、再審査請求など行政庁の行政処分に対して不服のある者が、法律の手続きに従って関係行政庁に対して行うことをいいます。

（対象事案の調査）

第15条 市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、対象事案について、相談支援事業者（市から委託を受けて障害者総合支援法第77条第1項第3号に規定する事業を行う者をいう。）と連携し、調査を行うことができる。この場合において、対象事案において差別したとされる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

2 市長は、前項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告することができる。

解説

本条は、対象事案の調査について規定しています。

対象事案の調査のためには、市と基幹相談支援センターとは緊密に連携を図ることとしています。

調査に当たっては十分な聞き取りを行うとともに事案の対象者（事業所もしくは関係者）に対しても調査に応じて協力することを求めています。

もし、事案対象者が調査に応じない場合には市長の権限で調査に応じ、協力するよう勧告することができることとしています。

1 第1項

本項は、調査及び基幹相談支援センターとの連携についての規定です。

ア 事案の解決に当たって

市長に対して、助言・あっせんの申立てがあった場合、事案の解決に当たり、事実関係を解明する必要があることから、市長は市が設置する基幹相談支援センターと連携して事実関係について調査できることを規定するとともに、調査の対象者に協力義務を課しています。

イ 調査について

「調査」は、相手方の協力に基づき、事情を聞いたり、状況を確認したりするなど、自立支援協議会が意見を出すために必要な情報を収集する活動のことです。

「調査」には、無断で住居に立ち入る活動や、強制的に書類等を押収するなどの活動は含まれません。

なお、正当な理由なく、この調査に協力しない場合は、小金井市条例第13条2項の規定により、市長は調査に協力するよう勧告することになっています。

ウ 「正当な理由がある場合」について

「正当な理由がある場合」とは、法令に特段の定めがある場合、医師、弁護士等が職務上知り得た秘密について職務上の守秘義務に基づき調査を拒否する場合、入院治療が必要な場合、又は災害、交通や通信の途絶等、調査対象者の責めによらない事情により調査に応じることができない場合をいいます。

2 第2項

本項は、調査を拒否した場合の措置についての規定です。

市長は、正当な理由なく第13条第1項の規定に基づく市長の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告します。なお、勧告は、書面により行います。

(助言及びあっせん)

第16条 市長は、前条第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき設置する小金井市地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）に対し、助言又はあっせんを行うことについて意見を求めるものとする。

2 自立支援協議会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明もしくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による自立支援協議会の意見に基づき、助言又はあっせんを行うことが適当であると判断したときは、対象事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

解説

本条は、差別に該当すると思われる事案を適切に解決するために必要な助言又はあっせんを行うことに関する規定です。

1 第1項

本項は、自立支援協議会へ助言、あっせんの意見を求める規定です。

市長に対して、差別に該当すると思われる事案を解決するために必要な助言又はあっせんの申立てがあった際に、この事実調査を行った結果、助言又はあっせんを行うか否かを判断するに当たって必要がある場合、市長から自立支援協議会へ意見を求めることにしています。

2 第2項

本項は、自立支援協議会で事実確認をするための規定です。

自立支援協議会が、助言又はあっせんを行うか否かの意見を適正に述べるためには、障害のある人及び関係者に対して、説明若しくは意見を聴き、資料の提出を求め事実確認することが求められています。

3 第3項

本項は、市長が、自立支援協議会の意見に基づき、助言又はあっせんを行うことが適当であると判断したときに、対象事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとすることを定めた規定です。

(勧告)

第17条 市長は、前条第3項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

解説

本条は、勧告についての規定です。

前条第3項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、市長の権限で注意及び改善の勧告をすることができるとするものです。

なお、「正当な理由」とは、災害や長期入院など、差別をしたと認められる者が、あっせん（勧告）に従うことのできないやむを得ない事情がある場合を指します。

(公表)

第18条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

解説

1 第1項

本項は、勧告に従わない者の公表についての規定です。

前条の規定により勧告を行った場合において、正当な理由なくその勧告に従わないときは、市長の権限で勧告の内容を公表することができるとするものです。

なお、「正当な理由」とは、前条同様、災害や長期入院など、勧告を受けた者が、勧告に従うことのできないやむを得ない事情がある場合を指します。

2 第2項

本項は、公表の手続きについての規定です。

前項の規定による公表は、慎重を期す必要があることから、公表の相手方に事前に通知し、意見を聴く機会を設けることとしています。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

解説

本条は、小金井市条例施行に当たり、各条文に基づいた、手続きの様式・書式や施行規則等を別途定めて運用することを規定したものです。具体的には、小金井市条例に基づく各種手続に必要な様式等を定めた、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例施行規則（令和4年規則第18号）などです。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

解説

付則1

小金井市条例は、平成30年10月1日から施行されました。

付則2

平成33年(令和3年)10月1日を目途に、小金井市条例の見直しを行います。見直しに当たっては、小金井市条例の施行状況や国の障害者施策の動向を踏まえ検討することとします。

3年後の検討にあたっては自立支援協議会の意見を聞きながら、広く市民や当事者・家族の意見を聞く機会を設け、その意見をもとに行うようにしていきます。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第56号)の施行後3年を目途として、この条例による改正後の障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例(以下「条例」という。)の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

解説

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の一部を改正する条例(令和4年条例第7号)の付則を掲載しています。

付則 1

改正後の小金井市条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行されました。

付則 2

令和 4 年 4 月の改正は、小金井市条例制定時の付則の規定に基づき、小金井市条例の施行後 3 年が経過したことを機に、小金井市条例の施行状況や国の障害者施策の動向を踏まえて検討したものです。ただし、その内容は、この条例の実効性の確保と、都条例や法改正との整合をはかることを目的とする、必要最低限の見直しにとどまっています。

改正法は令和 3 年 6 月 4 日に公布されましたが、公布の日から 3 年以内に施行するとされており、改正法の施行後あらためて見直すべきことが、今後明らかになってくると思われます。そのため、今回見直せなかったことも含め、改正法施行後 3 年を目途として、あらためて小金井市条例の施行状況や国等の障害者施策の動向を踏まえ検討することとします。

その検討にあたっては小金井市地域自立支援協議会の意見を聴きながら、広く市民や当事者・家族の意見を聴く機会を設け、その意見をもとに行うようにしていきます。

【逐条解説巻末参考資料 1 関係例規】

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例 施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（平成30年条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定相談の記録)

第2条 小金井市（以下「市」という。）は、条例第13条第1項に規定する特定相談を受けたときは、小金井市障害者差別の解消に係る特定相談対応記録票（様式第1号）を作成し、その内容を記録するものとする。

(助言又はあっせんの申立て)

第3条 条例第14条第1項の助言又はあっせんの申立て（以下「申立て」という。）をしようとする者は、小金井市障害者差別の解消に係る助言・あっせん申立書（様式第2号。以下「申立書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、申立てをしようとする者が申立書の作成又は提出をすることができないことについて相当の理由があると市長が認めるときは、口頭で申立てを行うことができる。

2 申立てをしようとする者は、申立てに当たり、必要に応じて助言又はあっせんの参考となる事項に関する書類、記録その他の資料を提出することができる。

3 第1項ただし書の規定により口頭で申立てを行う者は、申立書に記載すべき事項を陳述しなければならない。

4 前項の規定による陳述に当たっては、市長は、その指名する職員に当該陳述の内容を記録させなければならない。この場合において、当該職員は、陳述を行った者に記録した内容を読み聞かせる等の方法により、当該内容に誤りのないことを確認しなければならない。

(対象事案の調査)

第4条 条例第15条第2項の規定による勧告は、小金井市障害者差別の解消に係る調査協力勧告書（様式第3号）により行うものとする。

(申立てに係る意見の求め)

第5条 市長は、条例第16条第1項の規定により小金井市地域自立支援協議会（以

下「自立支援協議会」という。)の意見を求めるときは、小金井市障害者差別の解消に係る意見依頼書(様式第4号)により行うものとする。

- 2 自立支援協議会は、条例第16条第1項の規定による意見の求めに対し、意見をするとき、小金井市障害者差別の解消に係る自立支援協議会意見書(様式第5号)により行うものとする。

(申立てに係る結果等の通知)

第6条 市長は、申立てに対する処理の経過及び結果を小金井市障害者差別の解消に係る申立結果通知書(様式第6号)により当該申立てを行った者に通知するものとする。

(勧告)

第7条 条例第17条の規定による勧告は、小金井市障害者差別の解消に係る勧告書(様式第7号)により行うものとする。

(公表)

第8条 条例第18条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について、市報及び市ホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名)
- (2) 勧告を受けた者の住所(法人の場合は主たる事務所の所在地)
- (3) 勧告の内容
- (4) 勧告に従わなかった旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(意見を述べる機会の付与)

第9条 市長は、条例第18条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、当該機会を与える者に対し、次に掲げる事項を小金井市障害者差別の解消に係る意見陳述機会付与通知書(様式第8号)により通知するものとする。

- (1) 予定される公表の内容
- (2) 小金井市障害者差別の解消に係る意見書(様式第9号。以下「意見書」という。)の提出期限(口頭で意見を述べる場合は、出席すべき日時)
- (3) 意見書の提出先(口頭で意見を述べる場合は、出席すべき場所)

- 2 前項の規定による通知を受けた者(以下「意見陳述者」という。)が意見を述べるときは、意見書を市長が別に定める提出期限までに提出する方法により行うものとする。ただし、市長が認めるときは、口頭で意見を述べることができる。

- 3 意見陳述者は、意見を述べるに当たり、必要に応じて証拠書類又は証拠物を提出

することができる。

- 4 第2項ただし書の規定により意見陳述者が口頭で意見を述べるに当たっては、市長は、その指名する職員に当該意見の内容を記録させなければならない。この場合において、当該職員は、当該意見陳述者に記録した内容を読み聞かせる等の方法により、当該内容に誤りのないことを確認しなければならない。

(意見書の提出期限の延長等の申出)

第10条 意見陳述者は、やむを得ない事情があるときは、市長に対し、意見書の提出期限の延長又は口頭で意見を述べる日時もしくは場所の変更を申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は口頭で意見を述べる日時もしくは場所を変更することができる。

(意見書を提出しないとき等の取扱い)

第11条 意見陳述者が、正当な理由なく、提出期限までに意見書を提出しないとき、又は口頭で意見を述べる期日に出席しないときは、意見がなかったものとして取り扱うものとする。

(代理人)

第12条 意見陳述者は、意見を述べるに当たり代理人を選任することができる。

- 2 意見陳述者は、前項の規定により代理人を選任するときは、小金井市障害者差別の解消に係る意見陳述代理人選任届（様式第10号）により市長に届け出なければならない。

- 3 第1項の規定により意見陳述者が代理人を選任したときは、当該代理人は、当該意見陳述者のために意見を述べる一切の行為をすることができる。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

小金井市障害者差別の解消に係る特定相談対応記録票

相 談 日 時			年 月 日 : ~ :									
相 談 方 法			電話・面談・電子メール・その他 ()									
相 談 履 歴			初回・ 回目(前回相談年月日: 年 月 日)									
対 応 者 氏 名												
相 談 者	氏 名											
	住 所											
	電 話 番 号		() -									
	本人との関係		本人・家族親族(同居・別居、続柄:)・知人 ・その他 ()									
障害を理由 とする差別 を受けた者	氏 名						性 別	男・女		年 齢	歳	
	住 所											
	電 話 番 号		() -									
	主 障 害		身体障害・知的障害・精神障害・その他 ()									
	障 害 者 手 帳		有(種別: 、等級:)・無									
	特 記 事 項											
相 談 内 容			1 不当な差別的取扱い 2 合理的な配慮の不提供 3 その他									
対 応 内 容												
決 裁 欄	受付日 ／	受 付		係		主 任		係 長		課 長		

年 月 日

（宛先）小金井市長

申請者住所

氏名

電話番号（ ） —

差別を受けたとされる者との関係
()

小金井市障害者差別の解消に係る助言・あっせん申立書

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、下記のとおり差別に該当すると思われる事案を解決するための助言又はあっせんに申し立てます。

記

1 差別を受けたとされる者

- (1) 住所
- (2) 氏名

2 差別をしたとされるもの

- (1) 住所（法人その他の団体にあっては主たる事務所又は事業所の所在地）
- (2) 氏名（法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名）

3 差別を受けた日

4 差別に該当すると思われる事案の概要

5 求める助言又はあっせんの内容

6 その他参考となる事項

小 第 号
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市障害者差別の解消に係る調査協力勧告書

障害者に対する差別を解消するための調査の協力のため、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例第15条第2項の規定により、下記の対象事案について調査に協力するよう勧告します。

記

1 対象事案の発生 した日	
2 対象事案の発生 した場所	
3 対象事案の内容	

様式第4号（第5条関係）

小 第 号
年 月 日

小金井市地域自立支援協議会会長

様

小金井市長

公印

小金井市障害者差別の解消に係る意見依頼書

障害者に対する差別を解消するため、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例第16条第1項の規定により、次のとおり意見を求めます。

1 助言又はあ っせんの申立 てがあった日	
2 差別に該当 すると思われ る事案の概要	
3 申立てを行 った者が求め る措置の内容	
4 備考	

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

(宛先) 小金井市長

小金井市地域自立支援協議会会長

小金井市障害者差別の解消に係る自立支援協議会意見書

年 月 日付け小 発第 号により、意見の求めのあった障害者差別の解消に係る助言又はあっせんの申立てについて、次のとおり意見書を送付します。

1 助言又はあっせんの要否	
2 助言又はあっせんの内容 ※ 助言又はあっせんが適当でないと認める場合はその理由	
3 備考	

様式第6号（第6条関係）

小 発第 号

年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市障害者差別の解消に係る申立結果通知書

年 月 日付けで申立てのあった障害者差別の解消に係る助言又はあ
っせんの処理の経過及び結果について、障害のある人もない人も共に学び共に生きる
社会を目指す小金井市条例施行規則第6条の規定により、次のとおり通知します。

1 助言又はあっせんの申 立ての処理の経過	
2 結果	
3 備考	

様式第7号（第7条関係）

小 発第 号

年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市障害者差別の解消に係る勧告書

障害者に対する差別を解消するため、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例第17条の規定により、次のとおり勧告します。

1 勧告の内容	
2 勧告の原因 となる事実	
3 備考	
4 注意事項	正当な理由なくこの勧告に従わないときは、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例第18条第1項及び障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例施行規則第8条の規定により、氏名、住所、勧告の内容、勧告に従わなかった旨等を公表することがあります。

小 第 号
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市障害者差別の解消に係る意見陳述機会付与通知書

障害者差別の解消に係る勧告に従わない旨を公表するに当たり、当該勧告に対する意見を述べる機会を付与するので、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例施行規則第 9 条第 1 項の規定により通知します。

つきましては、下記により意見書の提出（口頭で意見を述べる場合は、出席）をしてください。

記

1 予定される公表の内容

2 公表の根拠

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例第 18 条第 1 項

3 意見を述べる方法

- ☐ 意見書を提出する方法
- ☐ 口頭で意見を述べる方法

4 意見書の提出期限（口頭で意見を述べる場合は、出席すべき日時）

5 意見書の提出先（口頭で意見を述べる場合は、出席すべき場所）

6 備考

代理人が意見を述べる場合は、あらかじめ小金井市障害者差別の解消に係る意見陳述代理人選任届により届け出てください。

年 月 日

（宛先） 小金井市長

住所

氏名

（法人等の場合は、事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号（ ） —

小金井市障害者差別の解消に係る意見書

年 月 日付け小 発第 号により勧告のあった障害者に対する差別の解消について、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す
小金井市条例施行規則第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり意見を述べます。

1 公表（勧告） の原因となる事 実その他当該事 案の内容につい ての意見	
2 備考	

※ 記入欄が不足する場合は、別紙に記載して添付してください。

年 月 日

（宛先） 小金井市長

住所

氏名

（法人等の場合は、事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号（ ） —

小金井市障害者差別の解消に係る意見陳述代理人選任届

障害者差別の解消に係る勧告に対する意見陳述に当たり代理人を選任するので、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例施行規則第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 代理人の氏名	
2 代理人の住所	
3 代理人の連絡先	
4 届出者との関係	

【逐条解説巻末参考資料 2 関連法令等】

前文に関わる、小金井市におけるこれまでの取り組み

●昭和 54 年に制定された「小金井市民憲章」では

『私たち小金井市民は、1. たがいに人権を尊重し、みんながしあわせになるように助けあい、うるおいのあるまちをつくりましょう。』と規定しています。

●平成 6 年に制定された「小金井市高齢者憲章」では

『ここに小金井市は、日本国憲法の精神にしたがい、高齢者福祉の基本理念を明らかにして、高齢者に住みよいまちづくりをすすめるため、高齢者憲章を制定します。』と高らかにうたっています。

●平成 8 年に制定された「男女平等都市宣言」では

『私たちは、誰もが人間として尊ばれ、また、自らの個性にあった生き方を自由に選択できる社会を願っています。

中略

1 私たちは、人権を尊重し、互いの性を認め支えあい、いきいきと充実した人生がおくれる男女平等の「小金井市」をめざします。』と、宣言しています。

●平成 21 年に制定された「小金井市子どもの権利に関する条例」では

『第 3 条（人権の尊重） 子どもとおとなは、日本国憲法が保障する基本的人権を尊重し、命をいづくしむとともに、人を思いやる心を持つように努力します。また、自分の人権だけでなく、他者の人権についても正しく理解し、互（たが）いの人権を尊重しなければなりません。

第 7 条（安心して生きる権利） 子どもは、家庭や社会の中で、ひとりの人間として尊重され、安全に、そして愛情に包まれて安心して生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。また、その権利を侵（おか）すような行（こう）為（い）を行ってはなりません。以下略』と定めています。

●平成 24 年に制定された「いじめのないまち小金井宣言」でも

『未来を担う子どもたちが、笑顔とともに元気で、毎日を過ごすことは、みんなの願いです。ここに、「いじめのないまち 小金井」を宣言します。

中略

小金井市は、学校等、市民の皆さんとも力を合わせ、子どもたちが温かい人間関係を築き、夢と希望を持って健やかに育つことができるように、全力で取り組むことを誓います。』と宣言しています。

これらの宣言・憲章や条例の延長線上に今回の条例「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」があります。障害のある人も含めた誰もが個人としての尊厳が尊重され一人一人が大切にされる小金井市にしていくことを謳っています。

※上記の各条例等の詳細・全文等は小金井市役所 HP の例規集からお読みください。

第1条 目的 に関わる関連法令等

●障害者の権利に関する条約 2006 年 12 月国際連合総会にて採択

2008 年 5 月に条約が発効され、日本も 2014 年 1 月に批准し、締約国になりました。

第 1 条では『この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。』と、述べています。

●障害者基本法

第一条（目的）

この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第2条 定義 に関わる関連法令等

●障害者の権利に関する条約

第1条(目的)の中で、『障害には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む』と、障害者についての規定をしている。

第2条では、『「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。』と定義しており、『「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。』と定義している。第2条では、その他に「意思疎通」「言語」「障害に基づく差別」「ユニバーサルデザイン」等についても定義している。

●障害者基本法

第二条(定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

第二条(定義) この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。』と、あります。

●衆議院内閣委員会会議録（第 14 号 平成 23 年 6 月 15 日） 6 頁〔抄〕の中で、
『○村木政府参考人（内閣府政策統括官） お答え申し上げます。

〔略〕

また、今、「継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける」という条文も引用くださいましたが、この「継続的に」ということの意味の中には、断続的なもの、周期的なものも含んで、幅広くとらえるものというふうに考えているところでございます。』と、国としての見解が示されています。

●東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

（定義）

第二条

この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、難病その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 事業者 法第二条第七号に規定する事業者のうち、都の区域内において商業その他の事業を行う者をいう。

三 社会的障壁 法第二条第二号に規定する、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

四 共生社会 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をいう。

五 障害の社会モデル 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方をいう。

第 3 条 基本理念に関わる関連法令等

●障害者の権利に関する条約」

前文の中で『（y）障害者の権利及び尊厳を促進し、及び保護するための包括的かつ総合的な国際条約が、開発途上国及び先進国において、障害者の社会的に著しく不利な立場を是正することに重要な貢献を行うこと並びに障害者が市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的分野に均等な機会により参加することを促進することを確信して、次のとおり協定した。』と述べられている。

●東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

(基本理念)

第三条

障害を理由とする差別の解消は、次に掲げる事項を基本理念（以下「基本理念」という。）として推進するものとする。

- 一 全て都民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されること。
- 二 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話等を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- 四 全て障害者は、障害のある女性が障害及び性別による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合等、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。
- 五 障害を理由とする差別の解消は、障害及び障害者に対する誤解、偏見その他理解の不足の解消が重要であることに鑑み、多様な人々により地域社会が構成されているという基本認識の下に、全ての都民が相互理解を進め、障害、障害者及び障害の社会モデルに関する理解を深めることを基本として推進すること。

第4条 市の責務 に関わる関連法令等

●障害者の権利に関する条約

第4条の一般的義務の条項では、国及び地方自治体において『締約国は、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。』として、具体的な規定をいくつも設けている。『(c) 全ての政策及び計画において障害者の人権の保護及び促進を考慮に入れること。(d) この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。また、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。』とある。

さらに、第8条で、意識の向上の条項で障害者の権利に関する理解を育てることをはじめ様々な施策と対策を講じることを求めている。『締約国は、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。』としている。

●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律

（市町村等の責務）

第二条

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーション（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第七号に規定する職業リハビリテーションをいう。以下同じ。）の措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

三 意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。

２ 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二 市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的に行うこと。

三 障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

四 市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

３ 国は、市町村及び都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

４ 国及び地方公共団体は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に努めなければならない。第二条（市町村等の責務）を参照

●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

（国及び地方公共団体の責務）

第三条

国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条

行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

（啓発活動）

第十五条

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第十六条

国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

●東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

（都の責務）

第四条

都は、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別を解消するため、必要な体制整備を図るものとする。

2 都は、基本理念にのっとり、障害、障害者及び障害の社会モデルについて、都民及び事業者の関心と理解を深め、適切に行動するために必要な啓発活動を行うものとする。

（区市町村との連携）

第六条

都は、体制整備及び啓発活動を実施するときは、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）との連携に努めなければならない。

2 都は、区市町村が体制整備及び啓発活動を実施するときは、情報の提供及び技術的助言その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

第5条 市民等の責務 に関わる関連法令

●障害者の権利に関する条約

第4条の一般的義務の条項のe項には個人や企業等が取り組むべき義務規定として『(e) いかなる個人、団体又は民間企業による障害に基づく差別も撤廃するための全ての適当な措置をとること。』と明記している。

●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(国民の責務)

第四条

国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

●東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

(都民及び事業者の責務)

第五条

都民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害、障害者及び障害の社会モデルについて自ら積極的に関心と理解を深めるとともに、都が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者による取組の支援)

第十八条

都は、事業者による共生社会の実現に向けた自主的な取組を促進するため、先進事例の収集及び公表その他の情報の提供並びに技術的助言並びに障害者と事業者との連携の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第6条 差別の禁止等 に関わる関連法令等

●障害者の権利に関する条約

第五条 (平等及び無差別)

- 1 締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。
- 2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。
- 3 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる。
- 4 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない。

●障害者基本法

(差別の禁止)

第四条

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて、前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

以下 3 略

第 7 条 虐待の禁止 に関わる関連法令等

●障害者の権利に関する条約

第十六条（搾取、暴力及び虐待からの自由）

1 締約国は、家庭の内外におけるあらゆる形態の搾取、暴力及び虐待（性別に基づくものを含む。）から障害者を保護するための全ての適当な立法上、行政上、社会上、教育上その他の措置をとる。

2 また、締約国は、特に、障害者並びにその家族及び介護者に対する適当な形態の性別及び年齢に配慮した援助及び支援（搾取、暴力及び虐待の事案を防止し、認識し、及び報告する方法に関する情報及び教育を提供することによるものを含む。）を確保することにより、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待を防止するための全ての適当な措置をとる。締約国は、保護事業が年齢、性別及び障害に配慮したものであることを確保する。

3 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待の発生を防止するため、障害者に役立つことを意図した全ての施設及び計画が独立した当局により効果的に監視されることを確保する。

4 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力又は虐待の被害者となる障害者の身体的、認知的及び心理的な回復、リハビリテーション並びに社会復帰を促進するための全ての適当な措置（保護事業の提供によるものを含む。）をとる。このような回復及び復帰は、障害者の健康、福祉、自尊心、尊厳及び自律を育成する環境において行われるものとし、性別及び年齢に応じたニーズを考慮に入れる。

●障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(障害者に対する虐待の禁止)

第三条

何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条

国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第五条

国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。とされている。

第8条 不当な差別的取扱いの禁止 に関わる関連法令等

●障害者の権利に関する条約 (抜粋)

第二条 (定義)

この条約の適用上、

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条

事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

●東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

(障害を理由とする差別の禁止)

第七条

都及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

●障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（内閣府）

第1 略

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

1 略

2 不当な差別的取扱い

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ア 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

イ したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。行政機関等及び事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

第9条 合理的な配慮 に関わる関連法令等

●障害者の権利に関する条約（抜粋）

第二条（定義）

この条約の適用上、

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条

1 項 略

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条

1 項 略

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするようにしなければならない。（令和3年6月4日公布、公布の日から3年を超えない範囲で施行）

●東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

(障害を理由とする差別の禁止)

第七条

1 項 略

2 都及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（知的障害、発達障害を含む精神障害等により本人による意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明を含む。）があった場合において、当該障害者と建設的な対話を行い、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(1) 保育・教育及び療育をするとき。

●日本国憲法

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第二十六条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(2) 居住する場所の確保及び居住の継続に係る支援を行うとき。

●日本国憲法

第二十二条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

●障害者の権利に関する条約

第十八条（移動の自由及び国籍についての権利）

1 締約国は、障害者に対して次のことを確保すること等により、障害者が他の者との平等を基礎として移動の自由、居住の自由及び国籍についての権利を有することを認める。

●障害者基本法

(住宅の確保)

第二十条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

（３） 就労に係る相談及び支援を行うとき。

●日本国憲法

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

第二十七条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕

第二十八条

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

●障害者の権利に関する条約

第二十七条（労働及び雇用）

1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める。この権利には、障害者に対して開放され、障害者を包容し、及び障害者にとって利用しやすい労働市場及び労働環境において、障害者が自由に選択し、又は承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利を含む。締約国は、特に次のことのための適当な措置（立法によるものを含む。）をとることにより、労働についての障害者（雇用の過程で障害を有することとなった者を含む。）の権利が実現されることを保障し、及び促進する。

（４） 意思疎通を図るとき、及び不特定多数の者に情報を提供するとき。

●障害者の権利に関する条約

第 2 条の定義の項に『「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。』とあります。

また、以下の第 9 条で情報の提供等に関する具体的な記述があります。

●厚生労働省 「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」（H27 年 11 月）

<意思の表明>

意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられます。

また、障害者からの意思の表明のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人からの意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含まれます。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者等を伴っていないことなどにより、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白であるときには、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提供するために自主的に取り組むことが望まれます。

（５） 行事を開催するに当たり、情報の提供及び通信を行うとき。

●障害者の権利に関する条約

『第九条 施設及びサービス等の利用の容易さ

2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。

- (a) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスの利用の容易さに関する最低基準及び指針を作成し、及び公表し、並びに当該最低基準及び指針の実施を監視すること。
- (b) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを提供する民間の団体が、当該施設及びサービスの障害者にとっての利用の容易さについてあらゆる側面を考慮することを確保すること。』とあり、a から h、迄の項目で細かく規定されている。

（６） 移動の支援を行うとき。

●障害者の権利に関する条約

第四条（一般的義務）

- (g) 障害者に適した新たな機器（情報通信機器、移動補助具、補装具及び支援機器を含む。）についての研究及び開発を実施し、又は促進し、並びに当該新たな機器の利用可能性及び使用を促進すること。この場合において、締約国は、負担しやすい費用の機器を優先させる。
- (h) 移動補助具、補装具及び支援機器（新たな機器を含む。）並びに他の形態の援助、支援サービス及び施設に関する情報であって、障害者にとって利用しやすいものを提供すること。

（７） 道路、建物その他の施設の整備及び管理を行うとき。

●障害者基本法

（公共的施設のバリアフリー化）

第二十一条

国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。次項において同じ。）その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。

2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、前二項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が総合的かつ計画的に推進されるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

(9) 防災に関する事業を実施するとき、及び災害が発生したとき。

●障害者基本法

(防災及び防犯)

第二十六条

国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。

(10) 医療又はリハビリテーションを提供するとき。

●障害者の権利に関する条約

第二十五条（健康）

(g) 障害者に適した新たな機器（情報通信機器、移動補助具、補装具及び支援機器を含む。）についての研究及び開発を実施し、又は促進し、並びに当該新たな機器の利用可能性及び使用を促進すること。この場合において、締約国は、負担しやすい費用の機器を優先させる。

●障害者基本法

(医療、介護等)

第十四条

国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

4 国及び地方公共団体は、第一項及び前項に規定する施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならない。

6 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。

7 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。

(11) 選挙等を行うとき。

●障害者の権利に関する条約

第二十九条（政治的及び公的活動への参加）

締約国は、障害者に対して政治的権利を保障し、及び他の者との平等を基礎としてこの権利を享受する機会を保障するものとし、次のことを約束する。

（a）特に次のことを行うことにより、障害者が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、他の者との平等を基礎として、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること（障害者が投票し、及び選挙される権利及び機会を含む。）を確保すること。

（i）投票の手續、設備及び資料が適当な及び利用しやすいものであり、並びにその理解及び使用が容易であることを確保すること。

（ii）障害者が、選挙及び国民投票において脅迫を受けることなく秘密投票によって投票し、選挙に立候補し、並びに政府のあらゆる段階において実質的に在職し、及びあらゆる公務を遂行する権利を保護すること。この場合において、適当なときは支援機器及び新たな機器の使用を容易にするものとする。

（iii）選挙人としての障害者の意思の自由な表明を保障すること。このため、必要な場合には、障害者の要請に応じて、当該障害者により選択される者が投票の際に援助することを認めること。

（b）障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、政治に効果的かつ完全に参加することができる環境を積極的に促進し、及び政治への障害者の参加を奨励すること。政治への参加には、次のことを含む。

（i）国の公的及び政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加し、並びに政党の活動及び運営に参加すること。

（ii）国際、国内、地域及び地方の各段階において障害者を代表するための障害者の組織を結成し、並びにこれに参加すること。第二十五条（健康）

●障害者基本法

（選挙等における配慮）

第二十八条

国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。

（12）労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき。

●障害者の権利に関する条約

第二十七条（労働及び雇用）

1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める。この権利には、障害者に対して開放され、障害者を包容し、及び障害者にとって利用しやすい労働市場及び労働環境において、障害者が自由に選択し、又は承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利を含む。締約国は、特に次のことのための適当な措置（立法によるものを含む。）をとることにより、労働についての障害者（雇用の過程で障害を有することとなった者を含む。）の権利が実現されることを保障し、及び促進する。

（a）あらゆる形態の雇用に係る全ての事項（募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全かつ健康的な作業条件を含む。）に関し、障害に基づく差別を禁止すること。

（b）他の者との平等を基礎として、公正かつ良好な労働条件（均等な機会及び同一価値の労働についての同一報酬を含む。）、安全かつ健康的な作業条件（嫌がらせからの保護を含む。）及び苦情に対する救済についての障害者の権利を保護すること。

- (c) 障害者が他の者との平等を基礎として労働及び労働組合についての権利を行使することができることを確保すること。
- (d) 障害者が技術及び職業の指導に関する一般的な計画、職業紹介サービス並びに職業訓練及び継続的な訓練を利用する効果的な機会を有することを可能とすること。
- (e) 労働市場において障害者の雇用機会の増大を図り、及びその昇進を促進すること並びに職業を求め、これに就き、これを継続し、及びこれに復帰する際の支援を促進すること。
- (f) 自営活動の機会、起業家精神、協同組合の発展及び自己の事業の開始を促進すること。
- (g) 公的部門において障害者を雇用すること。
- (h) 適当な政策及び措置（積極的差別是正措置、奨励措置その他の措置を含めることができる。）を通じて、民間部門における障害者の雇用を促進すること。
- (i) 職場において合理的配慮が障害者に提供されることを確保すること。
- (j) 開かれた労働市場において障害者が職業経験を得ることを促進すること。
- (k) 障害者の職業リハビリテーション、職業の保持及び職場復帰計画を促進すること。

●障害者の雇用の促進等に関する法律

（障害者に対する差別の禁止）

第三十四条

事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。

第三十五条

事業主は、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。

（障害者に対する差別の禁止に関する指針）

第三十六条

厚生労働大臣は、前二条の規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「差別の禁止に関する指針」という。）を定めるものとする。

2 第七条第三項及び第四項の規定は、差別の禁止に関する指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第三項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置）

第三十六条の二

事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となつている事情を改善するため、労働者の募集及び採用に当たり障害者からの申出により当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六条の三

事業主は、障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつている事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六条の四

事業主は、前二条に規定する措置を講ずるに当たっては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

2 事業主は、前条に規定する措置に関し、その雇用する障害者である労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

第10条 情報伝達 に関わる関連法令等

●障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第1 略

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

1 略

2 略

3 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

ア 略

イ 略

ウ 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

●障害者の権利に関する条約

第2条 定義の項に『「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。』とあり、第4条の一般的義務のg項では『（g）障害者に適した新たな機器（情報通信機器、移動補助具、補装具及び支援機器を含む。）についての研究及び開発を実施し、又は促進し、並びに当該新たな機器の利用可能性及び使用を促進すること。この場合において、締約国は、負担しやすい費用の機器を優先させる。』と、なっています。

また、第2条では、『「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。』とも定義しています。

●障害者基本法

(地域社会における共生等)

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 略

二 略

三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

●東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

第三章 共生社会実現のための基本的施策

(情報保障の推進)

第十五条

都は、障害者が円滑に情報を取得し、意思疎通ができるようになることは、障害者だけでなく都民及び事業者にとっても必要であるという認識に基づき、手話、筆談、点字、拡大文字、読み上げ、分かりやすい表現その他障害者が分かりやすく利用しやすい方法（以下「障害者に配慮した方法」という。）による情報の提供が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 都は、関係機関と連携し、意思疎通を仲介する者の養成のために必要な施策を講ずるものとする。

3 都は、障害者が都政に関する情報を速やかに得ることができるよう、可能な限り、障害者に配慮した方法によって情報の提供を行うものとする。

(言語としての手話の普及)

第十六条

都は、独自の文法を持つ手話は一つの言語であるという認識に基づき、都民及び事業者において言語としての手話の認識を広げるとともに、手話の利用が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。

第11条 相互理解の促進 に関わる関連法令等

●障害者の権利に関する条約

第八条（意識の向上）

1 締約国は、次のことのための即時の、効果的なかつ適当な措置をとることを約束する。

(a) 障害者に関する社会全体（各家庭を含む。）の意識を向上させ、並びに障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成すること。

(b) あらゆる活動分野における障害者に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行（性及び年齢に基づくものを含む。）と戦うこと。

(c) 障害者の能力及び貢献に関する意識を向上させること。

2 このため、1の措置には、次のことを含む。

- (a) 次のことのための効果的な公衆の意識の啓発活動を開始し、及び維持すること。
 - (i) 障害者の権利に対する理解を育てること。
 - (ii) 障害者に対する肯定的認識及び一層の社会の啓発を促進すること。
 - (iii) 障害者の技能、長所及び能力並びに職場及び労働市場に対する障害者の貢献についての認識を促進すること。
- (b) 教育制度の全ての段階（幼年期からの全ての児童に対する教育制度を含む。）において、障害者の権利を尊重する態度を育成すること。
- (c) 全ての報道機関が、この条約の目的に適合するように障害者を描写するよう奨励すること。
- (d) 障害者及びその権利に関する啓発のための研修計画を促進すること。

障害者および国民(市民)にも障害の理解や権利についての啓発活動を進め効果的な方法で障害者に対する偏見や有害な慣行を取り除くために努力することがうたわれている。

第12条 教育 に関わる関連法令

●障害者の権利に関する条約

第七条（障害のある児童）

1 項 略

2 項 略

3 締約国は、障害のある児童が、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保する。この場合において、障害のある児童の意見は、他の児童との平等を基礎として、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

第二十四条（教育）

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

(a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

(b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。

(b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。

(c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。

(d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。

(e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。

(a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。

(b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。

(c) 盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。

4 締約国は、1 の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

権利条約では、障害者への教育保障の実現と共に、共に学ぶ子供たちへの障害の理解や偏見を取り除くための教育及び障害児個々に応じた教材の工夫も含めた教員の資質の向上を図り、様々な支援や取り組みを講じることを「他の者との平等を基礎として」という考えに基づいた施策を行うことを提起している。

●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条

行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

●東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

（教育の推進）

第十七条 都は、障害、障害者及び障害の社会モデルに関する正しい知識を持つための教育が行われるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

第13条 特定相談 に関わる関連法令

●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条

国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

●東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

(広域支援相談員)

第八条

法第十四条の規定による相談に的確に応ずるため、広域支援相談員を置く。

2 広域支援相談員は、障害を理由とする差別の解消に関する知識及び経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 広域支援相談員は、次に掲げる職務を行う。

一 障害者及びその家族その他関係者並びに事業者からの障害を理由とする差別に関する相談に応じ、区市町村等と連携して、必要な助言、調査、情報の提供及び関係者間の調整を行うこと。

二 区市町村における障害を理由とする差別に関する相談の解決を支援するため、相互の連携を図るとともに、必要な助言、調査、情報の提供及び関係者間の調整を行うこと。

三 障害を理由とする差別に係る相談の情報の収集及び分析を行うこと。

4 広域支援相談員は、前項各号に掲げる職務を公正中立に行わなければならない。

第14条 助言又はあっせんの申し立て に関わる関連法令

●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Q & A集（平成25年6月 内閣府障害者施策担当）

問 14-2 民間事業者については報告の徴収等が規定されているが、行政機関等については、特に実効性担保の措置が定められていない。例えば、行政機関等による処分等が問題となる場合や、行政機関等の職員が本法に違反する行為をした場合には、どのようにして是正が図られるのか。

(答) 行政機関等の処分等が問題となるような場合には、例えば、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことが考えられる。また、仮に行政機関等の職員において本法に違反する行為があった場合には、例えば行政機関等の内部における服務規律確保のための仕組みや行政相談等の仕組みにより、是正が図られることになる。

●東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

(あっせんの求め)

第九条

障害者並びにその家族及び後見人その他障害者を現に保護する者は、第七条各項の規定に違反する取扱いを受けたと認める場合で、第八条第三項の規定により相談を行い、当該相談について広域支援相談員が対応してもなおその解決が見込めないときは、知事に対し、紛争の解決のために必要なあっせんを求めることができる（以下「あっせんの求め」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、あっせんを求めることができない。

- 一 行政庁の処分又は職員の職務の執行に関する場合であつて、他の法令等に基づく不服申立て又は苦情申立て等を行うことができるとき。
- 二 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するとき。
- 三 同一の事案について、過去に前項の規定によるあつせんの求めを行つたことがあるとき。
- 四 障害者の家族及び後見人その他障害者を現に保護する者が前項の規定によるあつせんの求めを行う場合において、当該あつせんの求めが当該障害者の意に反するとき。

第15条 対象事案の調査 に関わる関連法令

●東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

（事実の調査）

第十条

知事は、前条第一項の規定によるあつせんの求めがあつたときは、その職員（広域支援相談員を含む。この条において同じ。）に、当該あつせんの求めがあつた事案（以下「紛争事案」という。）に係る事実を調査させるものとする。

2 紛争事案の当事者（前条第一項の規定によるあつせんの求めを行つた者及び当該あつせんの求めにおいて第七条各項の規定に違反する取扱いを行つたとされた事業者をいう。以下同じ。）その他関係者（以下「関係者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。

3 第一項の調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。第十一条第五項の規定による調査をする場合も、同様とする。

第16条 助言及びあつせん に関わる関連法令

●東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

（あつせん）

第十一条

知事は、前条第一項の調査の結果に基づき、都民への影響が大きい事案であり、紛争事案の解決のために必要があると認められるときは、次項各号に該当する場合を除き、東京都障害を理由とする差別解消のための調整委員会（以下「調整委員会」という。）にあつせンを付託するものとする。

2 調整委員会は、前項の規定によるあつせんの付託があつたときは、次に掲げる場合を除き、あつせんを行うものとする。

一 紛争事案について、第九条第一項の規定に基づきあつせんの求めを行つた者が、自らあつせんの求めを取り下げる意思を示した場合等、あつせんの必要がないと認めるとき。

二 紛争事案について、法第十四条の規定に基づき国又は他の地方公共団体が現に紛争の防止又は解決を図っている場合等、あつせんを行うことが適当でないと認めるとき。

3 調整委員会は、紛争事案の解決のために必要があると認めるときは、当該紛争事案の当事者及び関係者に対し、必要な調査を行うことができる。

4 第十条第三項前段の規定は、前項の調査について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十一条第三項」と、「職員」とあるのは「調整委員会の委員」と読み替えるものとする。

5 調整委員会は、必要があると認めるときは、知事に第三項の調査の全部又は一部を行わせることができる。この場合において、知事は、第十条第一項に規定する職員に当該調査を行わせるものとする。

6 紛争事案の当事者及び関係者は、正当な理由がある場合を除き、第三項の規定による調査（前項の規定により知事がその全部又は一部を行う場合を含む。次条において同じ。）に協力しなければならない。

7 調整委員会は、紛争事案の解決のため必要なあっせん案を作成し、これを紛争事案の当事者に提示するものとする。

8 あっせんは、次のいずれかに該当したときは、終了する。

一 あっせんにより紛争事案が解決したとき。

二 あっせんによっては紛争事案の解決の見込みがないと認めるとき。

9 調整委員会は、第二項各号に該当する場合としてあっせんを行わないこととしたとき又は前項の規定によりあっせんを終了したときは、その旨を知事に報告するものとする。

（調整委員会）

第十四条

あっせんの求めがあった事案の解決を図るため、公正中立な調査審議及びあっせんを行う知事の附属機関として、調整委員会を置く。

2 調整委員会は、紛争事案の公正中立な調査審議及びあっせんを行うことができ、障害者の権利擁護について優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する十五名以内の委員で組織する。

3 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第17条 勸告 に関わる関連法令

●東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

（勸告）

第十二条

調整委員会は、知事に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勸告を求めることができる。

一 前条第二項の規定によりあっせんを行った場合において、当該事業者が、正当な理由なく、あっせん案を受諾せず、又は受諾したあっせん案に従わず、これを放置することが障害を理由とする差別の解消の推進に著しい支障があると認められるとき。

二 当該事業者が、正当な理由なく前条第三項の調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 前条第三項の調査に対し、当該事業者が虚偽の資料を提出し、又は虚偽の説明を行ったとき。

2 知事は、前項の規定による勧告の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対して、障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第18条 公表に関わる関連法令

●東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

(公表)

第十三条

知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表に当たっては、あらかじめ、当該勧告を受けた事業者に対し、公表をしようとする旨を通知し、当該事業者又はその代理人の出席を求め、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

こがねいしちいきじりつしえんきょうぎかい
小金井市地域自立支援協議会
こがねいしふくしほけんぶじりつせいかつしえんか
小金井市福祉保健部自立生活支援課
でんわ
電話 042-387-9841・9842・9848
ちよくつう
(直通)
FAX 042-384-2524
Email s050299@koganei-shi.jp